

番号	通知者 (所管府省庁)	概要(措置の具体的内容)	措置の根拠 (法形式)	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
1	内閣府・総務省	特定非常災害特別措置法第三条に規定する行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置	政令	平成23年3月13日 (公布・施行) 平成23年6月1日 (一部改正)	○東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年3月13日政令第19号) ○東日本大震災の被害者の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第一項の規定による被害回復給付金の支給の申請等についての権利利益に係る満了日の延長に関する令(平成23年8月30日政令第273号)(平成23年12月31日をもって措置終了) ○東日本大震災の被害者の児童福祉法第二十四条の三の規定に規定する施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する令(平成23年8月30日政令第274号)(平成24年2月24日政令第39号及び平成24年8月24日政令第217号により一部改正) ○東日本大震災の被害者の薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十四条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する令(平成23年8月30日政令第275号)(平成24年2月29日をもって措置終了) ○東日本大震災の被害者の特許法第十七条の三の規定による願書に添付した要約書の補正等についての権利利益に係る満了日の延長に関する令(平成23年8月26日政令第265号)(平成24年3月31日をもって措置終了) ○東日本大震災の被害者の建設業法第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する令(平成23年8月30日政令第276号)(平成24年2月29日をもって措置終了)	001 (001の01~001の06)
2	内閣府・総務省	特定非常災害特別措置法第四条に規定する期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置	政令	平成23年3月13日 (公布・施行) 平成23年6月1日 (一部改正)	○東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年3月13日政令第19号) ○東日本大震災による特定非常活動促進法第二十八条第一項の規定による事業報告書の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する令(平成23年6月29日政令第192号)(平成23年9月30日をもって措置終了) ○東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する令(平成23年6月29日政令第193号)(平成23年9月30日をもって措置終了) ○東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する令(平成23年6月24日政令第183号)(平成23年9月30日をもって措置終了) ○東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する令(平成23年6月22日政令第174号)(平成23年9月30日をもって措置終了) ○東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する令(平成23年6月29日政令第194号)(医療法第52条第1項の規定による届出の義務については平成23年9月30日をもって措置終了、同法第8条、第8条の2第2項及び第9条の規定による届出の義務については、平成23年12月31日をもって措置終了)	002 (002の01~002の06)
3	東日本大震災復興対策本部事務局・農林水産省・国土交通省	津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン	通知	平成23年7月22日	平成23年7月22日付閣内本第28号、農振第1220号、(新)国都計第15号 津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドラインについて(技術的助言)	003
4	公正取引委員会	独占禁止法等の考え方の公表	公表	①平成23年3月18日 ②平成23年3月30日(随時更新) ③平成23年4月11日 ④平成24年7月4日	①被災地への救援物資配送に関する業界での調整について ②東日本大震災に関連するQ&A ③業界団体等における夏期節電対策に係る独占禁止法上の考え方 ④独占禁止法に関する相談事例集(平成23年度)	004
5	警察庁	居住証明書による運転免許証の再交付申請の受理	事務連絡	平成23年3月18日	平成23年3月18日付事務連絡「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う運転免許行政上の留意事項等について」	005、006、008
6	警察庁	高齢者講習終了証明書を亡失等した者による運転免許証の更新申請の受理	事務連絡	平成23年3月18日	平成23年3月18日付事務連絡「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う運転免許行政上の留意事項等について」	005、006、008
7	警察庁	震災により教習原簿が入手できない教習生の転所に伴う手続	事務連絡	平成23年3月18日	平成23年3月18日付事務連絡「震災に伴う教習生の転所の取扱いについて」	007
8	警察庁	被災した教習所における、他の教習所の運転シミュレーターを借用しての教習	事務連絡	平成23年3月18日	平成23年3月18日付事務連絡「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う運転免許行政上の留意事項等について」	005、006、008
9	警察庁	自動車保管場所証明事務の取扱い	事務連絡	平成23年3月22日	平成23年3月22日付事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明事務の取扱いについて」等	009
10	警察庁	被災した指定自動車教習所が発行した卒業証明書等の公安委員会による再交付	事務連絡	平成23年3月24日 (補足通知) 平成25年2月18日	平成23年3月24日付事務連絡「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した指定自動車教習所が発行した卒業証明書又は修了証明書の再交付における留意事項について」 平成25年2月18日 24庁財第691号	010
11	警察庁	被災者保有車両の駐車場の取扱い	事務連絡	平成23年3月25日	平成23年3月25日付事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う被災者保有車両の駐車場の取扱いについて」	011
12	警察庁	制限外積載許可事務の取扱い	通達	平成23年4月22日	平成23年4月22日付警察庁丁規発第73号「東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外積載許可事務の取扱いについて」	012
13	警察庁	制限外けん引許可事務の迅速化	事務連絡	平成23年5月18日	平成23年5月18日付事務連絡「東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外けん引許可事務の取扱いについて」	013
14	警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省	被災者の本人確認方法の特例及び寄附金の振り込みの際に本人確認対象取引の特例	命令	平成23年3月25日 (公布・施行)	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成23年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)	014
15	金融庁	金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化	①通達、 ②監督指針	平成23年3月31日	平成23年3月31日付金検第147号平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアルの特例措置及び運用の明確化について	015 (015の01~015の07)

番号	通知者 (所管府省庁)	概要(措置の具体的内容)	措置の根拠 (法形式)	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
16	金融庁	被災者が貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行う場合の手続き等の弾力化	被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となっており、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあるれば、これを取り除く必要があることから、以下の特例を23年10月末までの措置として実施。 (1)総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続き等の弾力化 (2)総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続きの弾力化 (3)総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続きの弾力化 (4)極度額方式によるキャッシング(総量規制の枠内貸付け)の借入手続きの弾力化 上記の措置について24年3月末まで延長。 【措置終了】	内閣府令 平成23年4月28日 (公布・施行) 平成23年10月28日 (一部改正)	貸金業法施行規則の一部を改正する閣府令(平成23年内閣府令第21号、第57号)(平成24年3月31日をもって措置終了)	016 (016の01~016の03)
17	金融庁・厚生労働省・農林水産省	中小企業金融円滑化法に基づく開示一報告義務の更なる弾力化	被災地域等にある金融機関が、中小企業金融円滑化法に基づく開示一報告について、被災地域の事情に応じた形で行うことで、同法に基づく貸付条件の変更等により積極的に取り組むことができるよう、開示一報告義務の弾力化を行った。	内閣府令 命令 告示 平成23年5月31日 (公布・施行)	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等	017 (017の01~017の04)
18	金融庁・農林水産省	中小企業者等に関する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく報告等の弾力化	被災農業協同組合等について、金融円滑化法に基づく行政庁への報告期限の延期及び報告内容の弾力化等の特例を措置。	省令 平成23年5月31日 (公布・施行)	農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令等の一部を改正する命令(平成23年内閣府・農林水産省令第3号)	018 (018の01、018の02)
19	消費者庁	震災地域における食品衛生法の運用	震災地域で販売・授与される食品の表示について、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置の対象としない。なお、公衆衛生の確保には、引き続き配慮いただきたい。 (当措置は平成23年7月31日をもって廃止。ただし、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしている食品で、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月16日 平成23年3月18日 平成23年7月15日	平成23年3月16日付消費表第112号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」 平成23年3月18日付消費表第120号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	019 (019の01~019の03)
20	消費者庁	製造所固有記号の表示の運用	食品製造工場の被災や計画停電に伴う稼働時間の短縮等により工場(製造所)を変更するときに、変更前の工場(製造所)で使用していた記号を同じ製造者の他の工場(製造所)又は他の製造者の工場(製造所)で使用する必要がある場合には、新たな記号を届け出なくても、FAXにより消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、変更前の既存の包材を例外的に使用することができる。また、食品製造工場の被災や計画停電に伴う稼働時間の短縮等により、記号を新たに緊急に届け出なければならない場合には、FAXにより消費者庁食品表示課へ届け出ることができる。 (当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日までに届出されたものであって、同年10月31日までに製造されるものは除く。)	通知 平成23年3月24日 平成23年7月15日	平成23年3月24日付消費表第129号「東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号の表示の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	020
21	消費者庁	食品衛生法に基づく表示基準の経過措置の運用	食品衛生法に基づく表示基準のうち、平成23年3月31日をもってその移行期間が終了するものについては、旧規定による表示があったとしても、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月24日 平成23年7月15日	平成23年3月24日付消費表第131号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の経過措置の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	021
22	消費者庁	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)に係る食品衛生法の運用	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)のうち、消費者の誤認を招くような表示をしておらず、殺菌又は除菌を行わないものについてはその旨等を、製品に近接したPOPや掲示により消費者が知ることができるようにしているものについては、義務表示事項が表示されていないことも、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置を行わない。 なお、国内において製造される商品については、製造者に関する情報を消費者庁食品表示課へ届け出させるとともに、当該情報を商品に表示させることとする。 また、掲示等には、消費者への適切な情報提供の観点から、硬水・軟水の別を併せて表示することが望ましい。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に契約がなされており、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月25日 平成23年7月15日	平成23年3月25日付消費表第136号「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係る食品衛生法に基づく表示基準の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	022
23	消費者庁	食品衛生法に基づく表示基準の運用	①震災地域にも相当量を供給している食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売・授与する際の包材の変更が一時的に追いつかない場合には、例示すべき調味料の名称の違いなど、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、製品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしていれば、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置を行わなくても差し支えないこととする。 ②委託先の製造者や製造所を変更する場合には、消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、表示された製造所の所在地及び製造者の氏名と実際の製造所の所在地及び製造者の氏名が異なることとなっても差し支えないこととする。(①の措置については平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。②の措置については同年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日までに届出されたものであって、同年10月31日までに製造されるものは除く。)	通知 平成23年3月29日 平成23年7月15日	平成23年3月29日付消費表第138号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について(追加)」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	023
24	消費者庁・農林水産省	JAS法に基づく品質表示基準の経過措置の運用	JAS法に基づく表示基準のうち、平成23年3月31日をもってその移行期間が終了するものについては、旧規定による表示があったとしても、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。 (当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月24日 平成23年7月15日	平成23年3月24日付消費表第132号「東北地方太平洋沖地震を受けたJAS法に基づく品質表示基準の経過措置の運用について」 平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	024 (024の01~024の04)
25	消費者庁・農林水産省	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)に係るJAS法の運用	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)のうち、消費者の誤認を招くような表示をしておらず、表示責任者(製造業者、輸入業者等の名称・住所)、原産国(輸入品の場合)等を、製品に近接したPOPや掲示により商品選択の際に消費者が知ることができるようにしているものについては、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に契約がなされており、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月25日 平成23年7月15日	平成23年3月25日付消費表第135号・22消安第10221号「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係るJAS法の運用について」 平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	025 (025の01~025の02)
26	消費者庁・農林水産省	加工食品に係るJAS法の運用	震災地域にも相当量を供給している加工食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包材の変更が一時的に追いつかない場合には、当該製品の一括表示欄の原材料の記載順違いなど消費者の誤認を招かない軽微な違いであって、製品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしていれば、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。 (当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知 平成23年3月29日 平成23年7月15日	平成23年3月29日付消費表第137号・22消安第10222号「東北地方太平洋沖地震に伴う加工食品に係るJAS法の運用について」 平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	026 (026の01、026の02)
27	総務省	住民基本台帳事務の取扱い	被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民については、生年月日、性別、戸籍の表示等を届出させ、住民基本台帳を適切に活用すること等により転入届を受理。【措置終了】	通知 平成23年3月13日	平成23年3月13日付総行住第35号東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて(通知)	027
28	総務省	震災により本人確認が困難な場合の携帯電話契約の本人確認方法の特例	被災者が本人確認書類を消失し、携帯電話の契約に際して本人であることを確認できる書類がない場合に、暫定措置として平成23年8月31日までの間、当該被災者の申告により、本人確認を行うことができる。【措置終了】	省令 平成23年3月25日	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成23年3月25日総務省令第18号)	028
29	総務省	消防用設備等に係る工事着手の届出についての措置	消防用設備等に係る工事を行う場合には、その旨を工事着手の10日前までに消防機関に届け出ることとしているが、地震により被害を受けた建物において損傷を受けた消防用設備等に係る工事着手の届出については簡易なものとし、平面図、配管系統図、使用機器図等設計に関する詳細については後日別途提出することで足りることとした。	通知 平成23年3月28日	平成23年東北地方太平洋沖地震に対応した消防法令の運用について(通知)(平成23年3月28日付消防第92号)	029
30	総務省	工事担任者試験の科目免除に関する特例	平成21年度第1[Ⅱ]試験(H21.5.24実施)において科目合格した者であって、平成23年度第1[Ⅱ]試験(H23.5.22実施)の申請を行っており、かつ、災害救助法に定める適用区域に居住する者(東京都を除く)について、科目免除期間を、平成23年度第2回試験(H23.11.27実施予定)まで延長した。【措置終了】	告示 平成23年5月11日	工事担任者規則第8条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件(平成23年総務省告示第178号)	030
31	総務省	郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の地方公共団体貸付についての措置	郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の貸付けにより地方公共団体が取得した施設等が滅失又は損壊した場合において、地方公共団体がその復旧を行わないときにも繰上償還を免除する例外措置を設けた。	省令 平成23年7月22日	旧郵便貯金法施行規則の一部を改正する省令(平成23年7月22日総務省令第98号) 旧簡易生命保険法施行規則の一部を改正する省令(平成23年7月22日総務省令第99号)	031

通知分類「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」(平成24年12月12日作成 内閣府)より

番号	通知者 (所管府省庁)	概要(措置の具体的内容)	措置の根拠 (法形式)	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
32	総務省	被災地にある地下貯蔵タンク等に課される技術基準の経過措置を延長する措置	既設の地下貯蔵タンク等の設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚から腐食のおそれ(特に)高いものを対象に、内面ライニング、電気防食等の措置を講ずるための経過措置期間について、従来は2年であったところ、被災地にある被害を受けた危険物施設の地下貯蔵タンク等については、当該タンクに係る安全を確保することを条件に、さらに3年延長する措置。	省令 H23.9.15 (公布・施行)	危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成23年総務省令第129号)	032
33	法務省	供託金の納入期日の延長	平成23年3月4日から同月11日までの間に受理した供託については、供託金の納入期日を同年4月1日まで延長したものと取り扱うことができることとした。【措置終了】	通知 平成23年3月16日	平成23年3月16日付け法務省民商第645号東北地方太平洋沖地震に伴う供託事務の取扱いについて	033
34	法務省	印鑑の証明書の発行停止に係る取扱い等	会社一法人の代表者において、印鑑カード及び登記所に提出した印鑑を紛失し、東日本大震災により、市区町村長からその作成に係る印鑑登録証明書の交付を受けることができないため、印鑑証明書の交付請求又は印鑑カードの廃止の届出及び印鑑カードの交付の請求をすることができない場合について、登記官は、運転免許証等で当該代表者の本人確認をすること等によって、印鑑証明書の発行又は一時発行停止をすることができることとしたもの	通達 平成23年3月18日	平成23年3月18日付け法務省民商第691号東北地方太平洋沖地震に伴う印鑑の証明書の発行停止に係る取扱い等について(通達)	034
35	法務省	供託官が振り出した小切手の換金場所の緩和	供託所と取引関係のある日銀代理店が営業を停止している等によって、同店での換金が困難な場合には、供託官が他に指定する日銀支店又は日銀代理店においても換金を行うことができることとした。【措置終了】	事務連絡 平成23年3月18日	平成23年3月18日付け事務連絡東北地方太平洋沖地震によって供託の事務処理に影響が生じた供託所の事務処理について	035
36	法務省	難民認定申請において在留資格に係る許可及び仮滞在許可をとする際の除外事由の適用	難民認定申請が本邦に上陸した日から6月を経過した後に行われた場合でも出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項第1号に規定する「やむを得ない事情がある場合に該当するもの」として取り扱うもの【措置終了】	通知 平成23年3月25日	平成23年3月25日付け法務省管総第1810号「平成23年東北地方太平洋沖地震の被害者に対する在留資格に係る許可及び仮滞在許可の除外事由の適用について(通知)」	036
37	法務省	再入国許可を取得せず途中帰国した技能実習生等の取扱い	上陸許可基準に適合しないため、上陸特別許可で対応し、実習等の残余の期間に係る在留を認めるもの【措置終了】	通知 平成23年3月28日 平成24年5月16日	平成23年3月28日付け法務省管第1165号「平成23年東北地方太平洋沖地震発生等による研修・技能実習に係る取扱いについて(通知)」 平成24年5月16日付け法務省管第2507号「平成23年東北地方太平洋沖地震発生等により途中帰国した研修生・技能実習生に係る取扱いの一部終了について(通知)」	037 (037の01、037の02)
38	法務省	印鑑の改印等に係る取扱い	会社一法人の代表者において、登記所に提出した印鑑を紛失し、かつ、市区町村長に印鑑登録をすることができず、又は東日本大震災により、市区町村長から印鑑証明書の交付を受けることができないため、印鑑の届出をすることができない場合について、登記官は、運転免許証等で当該代表者の本人確認をすること等によって、当該改印をすることができることとしたもの	通達 平成23年3月30日	平成23年3月30日付け法務省民商第819号東北地方太平洋沖地震に伴う印鑑の改印等に係る取扱い等について(通達)	038
39	外務省	特別措置による査証申請	平成23年3月11日時点において在留資格「留学」で滞在していたが、その後再入国許可を取得せずに出国した留学生在で、留学していた大学等教育機関において引き続き教育を受けることが確認できる場合は、特別措置として手続の簡略化等を行い、新たな査証を発給する。 →平成23年8月31日をもって、本件取扱いを終了した。	通達 平成23年3月31日 平成23年8月31日	平成23年3月31日付査証通達(東北地方太平洋沖地震等:再入国許可未取得者に対する取扱い(在留資格「留学」)) 平成23年8月24日付査証通達(東日本大震災関連措置:再入国許可未取得者に対する取扱いの終了(在留資格「留学」))	039、041、042
40	外務省	震災特例旅券についてのお知らせ	東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失等したことに対処するため、当該旅券の紛失届を提出した被災者に対し、国の手数料を徴収することなく、当該旅券の有効期限までの一般旅券である「震災特例旅券」を発給することを可能とする。	法律及び同法施行令 平成23年6月8日	「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律」及び同法施行令	040 (040の01、040の02)
41	外務省	被災三県を訪問する外国人に対し、査証手数料免除措置	宮城県、福島県又は岩手県のいずれかの地域を訪問する外国人に対し、査証手数料を免除することとした。	通達 平成23年11月15日	平成23年11月4日付査証通達(東日本大震災復興支援策:被災三県を訪問する外国人に対する手数料免除措置)	039、041、042
42	外務省	東北三県を訪問する中国人観光客に対する数次有効の短期滞在査証の発給	東北三県(岩手県、福島県、宮城県)を訪問する中国人個人観光客に対し、数次有効の短期滞在査証を発給することとした。	通達 ①平成24年7月1日 ②平成27年1月6日	①平成24年6月11日付査証通達(沖縄及び東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次有効の短期滞在査証の発給) ②平成24年6月11日付査証通達(沖縄・東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次査証の要件緩和)	039、041、042
43	財務省	救援物資の輸入手続の簡素化等	被災者に無償で提供する救援物資の輸入に当たっては、その貨物に課される関税、消費税は免除し、その際の手続において、寄贈物品等免税明細書の提出を省略することができるものとする。また、公的機関や民間支援団体等が輸入する救援物資については、簡易な様式で申告を行うことができることとする。	事務連絡 ①②平成23年3月11日 ③平成23年3月12日	①平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等による被害に対する救援物資等の通関手続について ②平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等による被害に対する救援物資等を積載した船舶等の入出港手続等について ③東北地方太平洋沖地震等による被害に対する救援物資等の通関手続について	043 (043の01~043の03)
44	財務省	被災地域における国有地(行政財産)への使用手続の事後申請および簡素化	災害対策のために地方公共団体等が国有財産を使用する場合には、被災者救済及び災害復旧の緊急性に鑑み、口頭により処理した上で、後日、使用許可申請書等の作成を行なうとしても差し支えないとしたもの。	事務連絡 平成23年3月12日	平成23年3月12日付各省各庁国有財産総括部局長宛事務連絡「東北地方太平洋沖地震の災害対策のための国有財産の使用について」	044
45	財務省	個人向け国債の中途換金を請求する場合の手続の特例	被災者に対する個人向け国債の中途換金の特例(禁止期間にかかわらずいつでも中途換金可能)について、従来必要とされていた罹災証明書等がなくても中途換金が可能となるようにした。 (本措置は、個人向け国債の発行等に関する省令の改正(平成24年4月15日施行)により、個人向け国債の中途換金禁止期間が発行後1年間に統一されたことを期に、平成24年4月15日をもって終了。なお、本措置の対象であった、平成23年4月15日以前に発行された個人向け国債は、上記改正により中途換金禁止期間を経過していることとなるため、罹災証明書等がなくても中途換金が可能である。)	省令 平成23年3月15日	平成23年3月15日付東北地方太平洋沖地震等の被災者の方が個人向け国債の中途換金を請求する場合の手続の特例について	045
46	財務省	記名国債を滅失または紛失した場合の償還金の支払いの特例	戦没者等の遺族等に対して発行された記名国債について、震災により国債証券の現物を滅失または紛失した場合、既に償還日の到来した償還金については、支払未済であることが確認でき次第、速やかに支払うこととする。	事務連絡 ①平成23年3月15日 ②平成23年3月22日 ③平成23年9月5日	①東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による罹災者に対する記名国債関係事務の取扱いについて ②東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による罹災者に対する記名国債関係事務の取扱いについて(追加) ③東日本大震災及び長野県北部の地震による罹災者に対する記名国債関係事務の取扱いについて	046 (046の01~046の03)
47	財務省	被災者の本人確認方法の特例	被災者が本人確認書類を消失し、口座の開設等に際して通常の方法による本人確認が困難であるときは、暫定的な措置として、当分の間、当該被災者から申告を受ける方法により、本人確認を行うことができる。 (本措置は、番号14①と同じく、平成24年3月31日をもって終了。)	省令 平成23年3月25日 (公布・施行)	外国為替に関する省令の一部を改正する省令(平成23年財務省令第6号)	047
48	財務省	被災した酒類販売場等に係る免許手続等の弾力的な取扱い	酒類販売場を移転するときは、税務署長から移転許可を受ける必要があるが、被災により酒類販売場を一時的に移転する場合、移転先に対して期限付免許を付与することとして取扱うなど、酒類業者の事務負担の軽減を図る。	通達 平成23年3月25日	平成23年3月25日付国税庁長官通達東北地方太平洋沖地震により被災した酒類製造場等に係る酒類製造免許等の取扱いの特例について(指示)	048
49	財務省	亡失した貨物に係る手続の簡素化等	保税地域にある外国貨物が地震・津波等により亡失した場合には警察等の発行する証明書の提出がなくても災害による亡失として、保税地域における貨物の管理者に対する関税の納付義務を免除する。等	事務連絡 平成23年4月7日	東日本大震災等により保税地域に設置中の外国貨物が亡失した場合の手続等について	049
50	財務省	たばこ小売販売の許可等の弾力的な取扱い	被災地域での営業所の仮移転の許可、避難施設における出張販売の許可(施設管理者の同意が条件)を弾力的に運用。	通達 平成23年4月25日	平成23年4月25日付財務省理財局長通達東北地方太平洋沖地震に伴う被災地域における製造たばこの小売販売の許可等の取扱いについて	050
51	財務省	記名国債の割賦償還の特例	戦没者等の遺族等に対して発行された記名国債について、震災により被災した保有者を対象に、割賦償還の例外として買上償還(償還の前倒し)を実施。上記の措置について、買上償還の受付期限を平成25年3月29日まで延長。	通達 ①平成23年5月12日 ②平成24年3月29日	①平成23年5月12日付財務省理財局長通達東日本大震災の被災者に対する第四回特別給付金国債債券等の買上償還について ②平成24年3月29日付財務省理財局長通達東日本大震災の被災者に対する第四回特別給付金国債債券等の買上償還について(延長)	051 (051の01、051の02)
52	財務省	他所設置場所において貨物の取扱いを行う場合の手続の簡素化	放射性物質を除去する必要がある貨物等、震災の影響を受けた貨物について、他所設置許可申請時に貨物の取扱いを行うことが予定されている場合には、「他所設置許可申請書(C-3000)」に貨物の取扱いの内容及び日時等を追記することにより、「貨物取扱届(C-3100)」の提出を省略できることとする。また、他所設置許可後に貨物の取扱いを行うこととなった場合には、税関への口頭(電話)連絡により「貨物取扱届(C-3100)」の提出を省略できることとする。	事務連絡 平成23年5月17日	東日本大震災等により他所設置場所において貨物の取扱いを行う場合の手続について	052
53	財務省	被災地域の貿易活性化等	一本船扱い及び中扱いの弾力的な運用 通達に規定されている条件(品目等)に合致しない貨物についても、外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出入申告をすることを認める。 ・総合保税地域の許可基準の弾力的な運用 外国貨物の搬入、加工・製造、展示などの機能を総合的に一体的に活用できる総合保税地域の許可基準の弾力的な運用を図る。等	事務連絡 平成23年5月30日	東日本大震災からの復興に係る税関の支援策の実施について	053
54	文部科学省	被災地域の児童生徒等の就学機会の確保	被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成22年度用教科書を無償貸与する。なお、転入学前の学校で与えられた教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を無償貸与する。この場合、教科用図書給与証明書がなくても、必要な教科書の無償貸与を受けることができるものとする。	通知 事務連絡 ①平成23年3月14日 ②平成23年3月17日	①平成23年3月14日付22文科初第1714号東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知) ②平成23年3月17日付東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書給与事務について	054
55	文部科学省	平成23年度学事日程等の取扱い	平成23年度当初の授業期間については、補講授業やインターネット等を活用した学修、課題研究など、学修時間を確保するための方法を大学が別途講じていれば、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこととする。	事務連絡 平成23年3月25日	平成23年3月25日付東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度学事日程等の取扱いについて	055

番号	通知者 (所管府省庁)	概要(措置の具体的内容)	措置の根拠 (法形式)	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
56	文部科学省	復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用	災害に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の関係規定(届出及び通知)の取扱いに関し、その弾力的な運用及び対象となる復旧工事の範囲(仮設住宅の建設等)について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知した。	通知 平成23年3月25日	平成23年3月25日付22庁財第1213号文化庁次長通知 東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用について(通知)	056
57	文部科学省	災害復旧事業に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用	東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業で当該県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知した。	通知 平成23年3月25日	平成23年3月25日付22庁財第1214号文化庁次長通知 通知東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条及び第168条の規定の適用について(通知)	057
58	文部科学省	私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて	私立学校法及び私立学校振興助成法において規定する履行期限までに履行できないもので、かつその不履行が今回の震災によるものである場合は、平成23年6月30日までの間、その不履行について責任を問わないこととするもの。【措置終了】	通知 平成23年4月18日	23文科高第71号 東日本大震災の発生に伴う私立学校法及び私立学校振興助成法における期限の定めのある規定の取扱いについて	058
59	文部科学省	高等学校卒業程度認定試験の出願の期限の延長	平成23年8月に実施する高等学校卒業程度認定試験(第1[互])の出願(願書の提出)に関して、被災した地域の受験者については期限を延長した(4/28~5/18~4/28~5/27)。 また、出願時に提出することとしている添付書類(住民票や写真等)に関して、被災した地域の受験者については提出期限を6月30日まで延長した。【措置終了】	告示等 平成23年4月25日	平成23年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件の一部を改正する件(文部科学省告示第74号)	059
60	文部科学省	復興事業に伴う埋蔵文化財の弾力的な取扱い	【平成23年4月28日通知】 東日本大震災の復旧・復興に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るため適切な措置をとりつつ、従前の調査等によって知見がある場合は原則試掘・確認調査を不要とするなど、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置をとりうること等について、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知した。 【平成24年4月17日通知】 埋蔵文化財の発掘調査の実施に際し特に留意すべき点として、復興と埋蔵文化財保護との両立を念頭に発掘調査期間の厳守、限られた期間内で発掘調査を完了するための発掘調査の弾力的な運用や民間調査組織の適切な導入等、発掘調査の迅速化を図ることなどについて、文化庁から関係都道府県教育委員会に通知した。 【平成25年2月18日通知】 平成23年4月28日付け通知の解釈についての問い合わせに対する回答をまとめ、通知した。	通知 ①平成23年4月28日 ②平成24年4月17日 ③平成25年2月18日	①平成23年4月28日付23庁財第61号文化庁次長通知 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知) ②平成24年4月17日付24庁財第62号文化庁次長通知 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて(通知) ③平成25年2月18日付24庁財第691号文化庁次長通知 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する平成23年4月28日付け文化庁次長通知(23庁財第61号)について(通知)	060
61	文部科学省	旧免許所持現職教員の更新講習修了確認期間の特例	都道府県教育委員会が、東日本大震災に起因するやむを得ない事由により、旧免許所持現職教員がその修了確認期限までに免許更新講習の課程を修了することが困難であると認め、当該修了確認期限を延期した場合において、当該旧免許所持現職教員が、延期前の更新講習修了確認期間で、かつ延期後の更新講習修了確認期間に含まれない期間において免許更新講習の修了認定を受けている場合は、当該認定を受けた日から延期後の修了確認期限までの期間を、更新講習修了確認期間とする。	省令 平成23年7月26日	東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令(平成23年文部科学省令第26号)	061
62	文部科学省・厚生労働省	医療関係職種(保健師、助産師、看護師等)の国家試験受験資格及び学校養成所の教育体制	学校養成所の満たすべき体制、実習先の変更申請手続きにおける期間の弾力化等を行うものとする。 また、今回の震災対応により、授業の実施期間が短縮された場合にも国家試験の受験資格が認められるものとする。	事務連絡 平成23年4月5日	平成23年4月5日付東日本大震災の発生に伴う医療関係職種の受験資格及び学校養成所の運営等に係る取扱いについて	062
63	文部科学省・厚生労働省	福祉関係の養成施設等の教育体制	今回の震災対応により、授業の実施期間が短縮された場合にも国家試験の受験資格が認められるものとする。 また、養成施設等の満たすべき体制、実習先の変更申請手続きにおける期間の弾力化等を行うものとする。	事務連絡 平成23年4月8日	平成23年4月8日付 東日本大震災の発生に伴う社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等の運営等に係る取扱いについて	063
64	厚生労働省	被災者に係る被保険者証等の提示	被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても受診が可能としたが、平成23年7月1日以降は、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行うこととしている。	事務連絡 平成23年3月11日 平成23年4月2日 平成23年5月2日	平成23年3月11日付東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について	064
65	厚生労働省	被災者の公費負担医療の取扱い	公費負担医療を受けている被災者が、手帳等の提出ができない場合においても受診が可能とする。緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できることとする。	事務連絡 平成23年3月11日 平成23年3月18日	平成23年3月11日付東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて及び3月18日付 同(その2)	065
66	厚生労働省	被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等	社会福祉施設等における避難者の取扱いを示すもの	通知 平成23年3月11日	平成23年3月11日付社援総発0311第1号東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について	066
67	厚生労働省	社会福祉施設における緊急的対応について	要援護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受け入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供する。	事務連絡 平成23年3月11日	平成23年3月11日付社会福祉施設における緊急的対応について(依頼)	067
68	厚生労働省	被災者に係る被保険者証の提示等	介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても介護サービスの利用を可能としたが、平成23年7月1日以降は、原則として通常どおり被保険者証を提示することにより資格確認を行うこととしている。 また、要介護認定事務について柔軟な取扱いを可能とする。	事務連絡 平成23年3月12日 平成23年5月16日	○平成23年3月12日付東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について ○平成23年5月16日付東日本大震災による被災者に係る被保険者証の提示等及び地方自治体における第5期介護保険事業(支援)計画及び老人福祉計画の弾力的な策定について	068
69	厚生労働省	処方箋医薬品の取扱い	被災地の患者に対して、医師の受診が困難又は医師等からの処方せん等の交付が困難な場合に、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能であることを周知。	事務連絡 平成23年3月12日 平成23年3月14日 平成23年3月15日	平成23年3月12日付平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)等	069
70	厚生労働省	国民年金保険料の免除年金(障害基礎年金等)の支給停止	国民年金保険料については、被災に伴い、住宅、家財、その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合には、ご本人からの申請に基づき、保険料が全額免除になる旨定めたもの。 障害基礎年金等の支給停止については、被災者等の所有に係る財産につき被害金額がその価格の2分の1以上の損害を受けた場合には、所得を理由とする支給の停止等は行わない旨定めたもの。	通知 平成23年3月13日	平成23年3月13日付発0313第1号東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について	070
71	厚生労働省	墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置	①市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認めることとする。 ②①による特例的な火葬許可証等によって、焼骨の埋蔵等を認めることとする。	通知 ①平成23年3月14日 ②平成23年4月14日	①平成23年3月14日付健衛発0314第1号「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について ②平成23年4月14日付健衛発0414第1号「平成23年(2011年)東日本大震災」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく焼骨の埋蔵等に係る特例措置について	071
72	厚生労働省	工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて	被災地の患者に対して、医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベが枯渇したことによりやむを得ず工業用ガスボンベを使用する場合、一定の取扱い範囲の中で可能とする。	事務連絡 平成23年3月14日 平成23年3月19日	平成23年3月14日付平成23年東北地方太平洋沖地震における工業用ガスボンベを医療用ガスボンベとして使用することについて(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)等	072
73	厚生労働省	労働保険料等の納期限等の延長及び納付の猶予	被災地域内に所在する事業主等について労働保険料等の納期限等を延長。 その他の地域でも、震災により相当な損失を受けた事業主等について納付を猶予。	通知 平成23年3月14日 平成23年3月24日	平成23年3月14日付基発0314第1号東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について等	073 (073の01、073の02)
74	厚生労働省	医療用麻薬の県境移動の取扱い	県境を超えた麻薬の譲渡手続きを簡素化し、事前に電話連絡をした上で、譲渡後に許可申請書を提出することも可能とする。	事務連絡 平成23年3月15日	平成23年3月15日付平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)	074
75	厚生労働省	救援物資の取扱い	救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を要しないこととする。	通知 平成23年3月15日	平成23年3月15日付食安検発0315第1号東北地方太平洋沖地震に関する救援物資の取扱いについて	075
76	厚生労働省	障害者雇用納付金の納付期限等の延長及び納付の猶予	被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について障害者雇用納付金の納付期限等を延長。その他の地域でも、震災により相当な損失を受けた事業主について納付を猶予。	通知 平成23年3月15日 平成23年3月24日	平成23年3月15日付職発0315第1号東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について等	076 (076の01、076の02)
77	厚生労働省	被災に伴う保険診療関係等の取扱い	保険医療機関等の建物が全半壊した場合や、入院患者の急増等により保険診療に必要な施設基準を満たさなくなった場合等の保険上の取扱いの特例。	事務連絡 平成23年3月15日 平成23年4月1日 平成23年4月8日 平成23年4月20日 平成23年9月6日 平成24年3月23日 平成24年9月28日 平成25年3月29日 平成25年9月27日 平成26年3月14日 平成26年9月24日 平成27年3月27日	平成23年3月15日付平成23年度東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて 平成23年4月1日付、平成23年4月8日付、平成23年4月20日付東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その1~その3) 平成23年9月6日付東日本大震災に関する診療報酬の取扱いについて平成24年3月23日付東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療等の取扱いの期間について	077 (077の01~077の11)
78	厚生労働省	放射性物質が検出された食品の取扱い	当分の間、原子力安全委員会により示されている「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるとして食用に供されることのないようにする。【平成24年4月1日から新基準値を施行(別項目(番号124))に掲載】	通知 平成23年3月17日	平成23年3月17日付食安発0317第3号あり	078
79	厚生労働省	医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱い	医師等の医療関係職種の免許申請について、申請書の添付書類の弾力化や申請書の提出先の拡大を図るとともに、震災により免許証をなくした者に対し、免許を有する旨の証明書を発行することとした。	通知 平成23年3月17日 平成23年3月24日	平成23年3月17日付医政発0317第20号東北地方太平洋沖地震の発生に伴う医師等の医療関係職種の免許申請等に係る取扱いについて等	079 (079の01~079の06)
80	厚生労働省	被災者に係る利用料等の取扱い	被災した介護サービス利用者等のうち利用料等の支払いが困難な者については、支払いを猶予することができることとした。 【平成23年6月末をもって措置終了】	事務連絡 平成23年3月17日 平成23年3月22日 平成23年3月23日 平成23年3月24日 平成23年4月22日 平成23年5月16日	平成23年3月17日付東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて等	080 (080の01~080の04)

番号	通知者 (所管府省庁)	概要(措置の具体的内容)	措置の根拠 (法形式)	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
81	厚生労働省	被災した転入者に係る被保険者資格の認定等	被災した介護保険制度被保険者が市町村に転入した際の資格認定について弾力的対応を行うこととする。	事務連絡 平成23年3月17日	平成23年3月17日付東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について	081
82	厚生労働省	病院又は診療所間での医薬品及び医療機器の融通	被災地の病院又は診療所に対する他の病院又は診療所からの医薬品及び医療機器の融通は、薬事法違反とはならないものとする。	事務連絡 平成23年3月18日 平成23年3月30日	平成23年3月18日付東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所間での医薬品及び医療機器の融通について等	082
83	厚生労働省	介護サービス事務所の人員基準等の取扱い	被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなる場合について、介護報酬、人員基準などの柔軟な取扱いを可能とする。	事務連絡 平成23年3月18日	平成23年3月18日付東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて	083
84	厚生労働省	被災に伴う医療法等の取扱い	被災地において定員を超えて入院患者を受け入れる場合等において医療法等を弾力的に運用(事後的な対応を可とする、例外を容認する等)して差し支えないこととする。	通知 平成23年3月21日	平成23年3月21日付医総発0321第1号平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて	084
85	厚生労働省	受給者証なしでの障害福祉サービス等の利用等	被災者が受給者証を提示できなくても、障害福祉サービス等を受けることを可能とするもの。利用者負担の免除や支払いの猶予を受けることを可能とするもの。等	事務連絡 平成23年3月24日 平成23年4月28日 平成23年5月30日	平成23年3月24日付東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について 平成23年4月28日付東日本大震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取扱いについて 平成23年5月30日付東日本大震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取扱い等について	085 (085の01~085の03)
86	厚生労働省	社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等の延長	震災により多大な被害を受けた地域における社会保険料及び労働保険料等の納付期限の延長について、対象地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)において社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等の延長を行う旨の通知。【福島県の一部地域を除いて措置終了】 東日本大震災に伴い、平成23年3月24日告示で納期限等を延長していた社会保険料及び労働保険料等について、青森県及び茨城県における納期限等を平成23年7月29日と指定したもの。 東日本大震災に伴い、平成23年3月24日告示で納期限等を延長していた社会保険料及び労働保険料等について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域における納期限等を平成23年9月30日と指定したもの。 東日本大震災に伴い、平成23年3月24日告示で納期限等を延長していた社会保険料及び労働保険料等について、岩手県及び宮城県の一部地域における納期限等を平成23年12月15日と指定したもの。 東日本大震災に伴い、平成23年3月24日告示で納期限等を延長していた社会保険料及び労働保険料等について、宮城県の一部地域における納期限等を平成24年4月2日と指定したもの。	告示 平成23年3月24日 平成23年6月10日 平成23年8月19日 平成23年10月26日 平成24年2月17日	平成23年3月24日付青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働省告示第66号) 平成23年6月10日付青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件(厚生労働省告示第180号) 平成23年8月19日付岩手県、宮城県及び福島県の一部地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件(厚生労働省告示第292号) 平成23年10月26日付岩手県及び宮城県の一部地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働省告示第416号) 平成24年2月17日付宮城県の一部地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働省告示第54号) 平成26年2月17日付福島県の一部地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件(厚生労働省告示第30号)	086 (086の01~086の07)
87	厚生労働省	厚生年金保険料等の納付の猶予	厚生年金保険料(健康保険・子ども手当に係る拠出金・船員保険含む)について、災害に係る納付の猶予の取扱要領を定めたもの。	通知 平成23年3月24日 平成24年10月12日 平成27年3月25日	平成23年3月24日付年発0324第4号災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について 平成24年10月12日付年管発1012第9号厚生年金保険料等の納付の猶予について 平成27年3月25日付年管発0325第7号厚生年金保険料等の滞納整理事務について	087 (087の01~087の03)
88	厚生労働省	被災に伴う薬事法等の取扱い	被災地の医療提供体制を確保するため、薬局等が一時的に営業時間の変更等を行う場合等における薬事法等を弾力的に運用(届出の省略を可とする、例外を容認する等)して差し支えないこととする。	通知 平成23年3月24日	平成23年3月24日付薬発総発0324第1号等平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて	088 (088の01~088の06)
89	厚生労働省	厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等	厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等について、厚生年金保険の取扱いと同様に、納付期限の延長及び納付の猶予を行うよう指導。 【福島県の一部地域を除いて措置終了】 東日本大震災に伴い、3月29日通知で納期限等を延長していた厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等について、青森県及び茨城県における納期限等を7月29日と指定したもの。 東日本大震災に伴い、3月29日通知で納期限等を延長していた厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域における納期限等を9月30日と指定したもの。 東日本大震災に伴い、3月29日通知で納期限等を延長していた厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等について、岩手県及び宮城県の一部地域における納期限等を12月15日と指定したもの。 東日本大震災に伴い、3月29日通知で納期限等を延長していた厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等について、宮城県の一部地域における納期限等を4月2日と指定したもの。	通知 平成23年3月29日 平成23年6月20日 平成23年8月24日 平成23年10月26日 平成24年2月17日	平成23年3月29日付年企発0329第2号東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について 平成23年6月20日付年企発0620第1号東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限等の指定について 平成23年8月24日付年企発0824第1号東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限等の指定について 平成23年10月26日付年企発1026第1号東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限等の指定について 平成24年2月17日付年企発0217第1号東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限等の指定について	089 (089の01~089の05)
90	厚生労働省	労災診療費等の請求の取扱い	労災指定医療機関等が震災によりカルテ等を紛失するなど、診療行為を十分に把握することが困難な場合の労災診療費の請求方法について、健康保険の例に倣い、直近数ヶ月の診療費支払額を基に請求額を算定することができることとする。	通知 平成23年3月30日 平成23年3月31日	平成23年3月30日付基発0330第13号「東北地方太平洋沖地震に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」 平成23年3月31日付基発0331第5号、基発保発0331第1号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求に係る事務処理について」	090
91	厚生労働省	国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日の延長	被災地域(災害救助法適用地域(東京都を除く))に住所を有する年金受給権者等であって、その誕生日が3月1日から6月30日までに関にある方について、平成23年における現況届等の提出期限を平成23年7月31日に延長。【平成23年7月31日をもって措置終了】	告示 平成23年3月31日	平成23年3月31日付平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件(厚生労働省告示第95号)	091
92	厚生労働省	旧規格適合医薬品の流通の延長措置	被災地に所在する卸売販売業者等が流通させる医薬品について、円滑な流通が確保されるよう旧規格(改正前の日本薬局方)に適合したもので差し支えないとする延長措置(平成23年6月末まで)を講じたもの。	告示 平成23年3月31日	平成23年3月31日付日本薬局方の全部を改正する件の一部を改正する件(厚生労働省告示第96号)	092
93	厚生労働省	ミネラルウォーター類の輸入時審査について	当分の間、ミネラルウォーター類の輸入届出の審査について、輸入実績がある製品については届出事項に不備がなく、かつ、輸入実績のある製品であることが確認できる場合にあっては、追加的報告を求めず審査を終了する等、審査手続きを簡素化する。	通知 平成23年3月31日	平成23年3月31日付ミネラルウォーター類の輸入時審査について	093
94	厚生労働省	避難所での民間職業紹介の特例措置	民間の職業紹介会社等が、避難所等で被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするために、窓口ごとにパーティションで仕切りを設けること等を不要とする業務実施方法についての要件を緩和するものとする。	通知 平成23年4月1日	平成23年4月1日付避難所において職業紹介事業者又は労働者派遣事業者が出張相談に応じる取扱いについて	094
95	厚生労働省	住宅手当における求職要件の緩和	求人情報の入手が困難な方等に対して、求職要件を緩和するもの。	事務連絡 平成23年4月4日	平成23年4月4日付け事務連絡東日本大震災による被災者の住宅手当緊急特別措置事業における求職活動要件の緩和について	095
96	厚生労働省	魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱い	当分の間、魚介類について野菜類中の放射性ヨウ素と同一の暫定規制値を準用し、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないようにする。(平成24年4月1日から新基準値を施行)	通知 平成23年4月5日	平成23年4月5日付食安発0405第1号魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて	096
97	厚生労働省	厚生年金基金の受給権者が提出する現況届の提出期限の延長	被災地域(災害救助法適用地域(東京都を除く))に住所を有する厚生年金基金の受給権者等であって、その誕生日が3月1日から6月30日までに関にある方について、厚生年金保険の取扱いと同様に、平成23年における現況届の提出期限を平成23年7月31日に延長するよう指導。	通知 平成23年4月6日	平成23年4月6日付年企発0406第1号東北地方太平洋沖地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について	097
98	厚生労働省	被災地における労働災害防止対策	屋外のがれきり処理作業での防じんマスクの不足に対処するため、日本の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認めるもの。 【平成24年3月31日をもって措置終了】	通知 平成23年4月11日 平成23年11月24日	平成23年4月11日付け基発0411第2号 東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について 平成23年11月24日付け基発1124第3号 東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について	098 (098の01~098の02)

番号	通知者 (所管府省庁)		概要(措置の具体的内容)	措置の根拠 (法形式)	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.
99	厚生労働省	国民年金保険料の免除	福島第一原子力発電所の事故に伴い、①避難指示区域及び緊急時避難準備区域の設定等を受けた市町村②特定避難勧奨地点の設定を受け避難した被保険者を免除の対象とするもの。 東日本大震災に伴う免除申請一学生納付特例申請(平成23年2月分)の申請期間を平成24年3月末日まで延長するもの。 緊急時避難準備区域の解除後も、免除の対象とする市町村は変更しないとするもの。 東日本大震災に伴う免除申請一学生納付特例申請(平成23年2月分～平成24年6月分)の申請期間を平成24年3月末日まで延長する告示を改正し、免除申請の申請期間について平成24年6月末日まで延長することとしたもの。	通知 告示	平成23年4月20日 平成23年4月25日 平成23年6月24日 平成24年6月15日 平成23年8月1日 平成23年9月30日 平成24年3月28日 (延長を示す通知) 平成25年5月29日付 平成26年3月18日付 平成27年3月23日付	平成23年4月20日付東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて 平成23年4月25日付東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の対象市町村の追加について 平成23年6月24日付東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いの変更について 平成24年6月15日付東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて 平成23年8月1日付東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例(平成23年厚生労働省告示第267号) 平成23年9月30日付東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の緊急時避難準備区域解除後の取扱いについて 平成24年3月28日付東日本大震災に伴う国民年金法第九十条第一項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間の特例の一部を改正する件(平成24年厚生労働省告示第177号) 平成25年5月29日付東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて 平成26年3月18日付東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて 平成27年3月23日付東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて	099(099の01～099の07)
100	厚生労働省	被災地における訪問看護ステーションの人員基準の緩和	指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない訪問看護事業所について、基準該当訪問看護として、期間限定で市町村が特例居宅介護サービス費を支給可能とするもの。	特例省令	平成23年4月22日 平成24年2月29日 平成24年9月28日 平成25年3月27日 平成25年9月12日	東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行について(平成23年老発0422第1号) 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について(平成24年老発0229第3号) 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について(平成24年老発0928第6号) 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について(平成25年老発0327第6号) 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行について(平成25年老発0912第1号)	100(100の01～100の03)